

## 「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る 連携交流会企画・運営業務の委託に係る仕様書

### 1 委託業務名

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る連携交流会企画・運営業務

### 2 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、業務委託契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとする。

### 3 委託業務の目的

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有している。さらに、千年以上にわたり、京都の、また日本の中心として、伝統をベースに新たな知恵、技術を取り入れ、変革を繰り返して発展を続ける精神で、何度も危機を乗り越えてきた地域である。

本市では、当該地域が有する多彩な魅力・資源、地域力や人間力を最大限に活かし、未来志向のまちづくりを進めることにより、当該地域の活性化を図り、ひいては京都全体の活性化につなげていくことを目的として、今後約10年間に取り組むべき方策を取りまとめた「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(以下「活性化ビジョン」という。)を平成31年1月に策定した。

この活性化ビジョンは、「つながりによる創造」と「変革によるまちの継承」をコンセプトに、活性化に向けた将来像を実現するための方策を掲げ、市民や地域、事業者、行政など地域に関わる幅広い主体の役割分担の下、ひとつごとではなく、「自分ごと」「みんなごと」として取組を進めることとしている。

本業務は、地域の様々なネットワークや活動主体を、地域や分野の枠を超えて大きくつなぎ合わせ、活性化に向けた新たな展開を生み出していく基盤づくりを推進するため、連携交流会の企画・運営を行うものである。

### 4 委託業務の対象範囲

活性化ビジョンにおいては、「西陣」の範囲を限定することなく、地域特性を丁寧に踏まえながら活性化の方策に応じて、「西陣を中心とした地域」として、柔軟かつ効果的に捉えることとしており、本業務の実施においても同様の考え方とする(範囲のイメージは活性化ビジョン3ページ参照)。

### 5 委託業務内容

#### (1) 連携交流会の企画・運営

活性化ビジョンに掲げる将来像を実現するために、多様な活動主体をつなげ、新たな展開を生み出していくための場として、連携交流会を企画・運営する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 開催回数は2回程度を目安とする（具体的な回数を提案すること）。
  - イ 地域活性化に資する活動を行っている様々な主体を掘り起こし、連携交流会への参加を働きかけること。
  - ウ 参加者が関心を持つテーマやゲストを選定するなど、企業なども含めた様々な活動主体の参加につながる内容とすること。
  - エ 参加者同士の新たなつながりや連携など、交流会をきっかけとして、様々な展開が生まれるプログラムとなるように構成等を工夫すること。
  - オ 可能な範囲において、参加者の情報（興味・関心、取り組んでいること・取り組みたいこと、求めている協力者等）を「見える化」して発信するなど、連携交流会に参加していない方にもつながりが広がるよう工夫すること。
  - カ 参加費は無料とする。
- ※ 対面による開催を提案する場合は、新型コロナウイルス感染症の状況により実施が困難になることも想定されることから、代替となるオンラインでの開催手法も提案してください。

## (2) 新たな展開へのフォロー

連携交流会の開催後も参加者のフォローを行うなど、新たな取組や展開等が生まれるように支援を実施すること。

## (3) 広報

- ア 開催周知チラシを作成・配布し、参加者を広く募集すること。
- イ 提案者が運営するウェブサイトや SNS 等の媒体を使用して、積極的に情報発信を行うこと。また、本市が運営するウェブサイトや SNS に掲載する記事の作成（開催周知、開催報告など）も行うこと。

## (4) その他

必要に応じて、当該地域において本市が実施する他の事業等との連携・協力を行うこと。

- ※ 提案書には、上記(1)～(4)に沿って提案内容を記載してください。
- ※ より効果的な取組とするために必要と思われることがあれば、積極的に提案してください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、履行期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額する場合があります。

## 6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- (1) 業務完了報告書

3部

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (2) 連携交流会の開催報告              | 1部 |
| (3) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料  | 一式 |
| (4) 上記(1), (2), (3)に係る電子データ | 一式 |

## 7 その他

### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。

### (2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはいけません。委託期間終了後も同様とする。

### (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

### (4) 知的財産権

成果物（上記6）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。

### (5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行う。

### (6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。